

ふれあいネットワーク

三種町社協だより

ますな

令和3年

6月

第60号

三種町社会福祉協議会
秋田県山本郡三種町森岳字上台 93-5
TEL (0185) 72-4400
FAX (0185) 83-3200

ホームページでもご覧になれます ▶▶▶

三種町社協

検索



2月3日、2月18日 琴丘小学校福祉教育（関連記事は5ページ）



— 題 字 — ^{みみ}33の会会長 森田 博子さん（金光寺）

^{みみ}33の会は三種町内で活動している傾聴ボランティアです。新型コロナウイルスの感染拡大が始まる前は、希望された方の自宅や施設を訪問し、お話を丁寧に聴き、少しでも心がリフレッシュできるよう、気持ちが進む方向になるようにお手伝いしておりました。

現在、以前のような活動はできておりませんが、お手紙を書いて送るなど、形を変えて活動を行っています。毎月の定例会議もお茶を飲みながら、わいわい楽しく行っています。興味のある方は一緒に活動してみませんか。

事業計画

基本方針

新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は私たちの暮らしを一変させました。社会経済活動は厳しい制約を受け、私たちは新型コロナウイルス感染症とともに生きる「Withコロナ」の時代に適合する新しい価値観や生活様式、働き方を模索する必要があります。Withコロナとともにエッセンシャルワーカーという言葉も注目されています。少しずつではありますが、保健・医療職とともに介護・福祉職も地域住民の社会生活基盤を支える重要な担い手として認知されてきています。これまでも決して、社会福祉協議会に対する地域社会からの期待は大きくなってきているものと考えます。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」の協働により、人生100年時代における様々な地域における生活課題（以下、地域生活課題）の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。この使命は、国のめざす「地域共生社会」や持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）のめざす「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」と軌を一にするものです。

この使命を達成するため、社会福祉協議会は公益性の高い非営利・民間の福祉団体という特徴を活かし、地域の「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を積極的に担います。地域における公益的な取り組みを推進する社会福祉法人として、また地域の多様な主体が参画する社会福祉協議会という開かれた組織として、引き続きコミュニティソーシャルワーク実践に取り組み、経営の透明性、中立性、公正性を確保するとともに、積極的な情報公開と説明責任を果たし、地域社会の信頼と支持を得ることができるよう努めてまいります。

重点目標

- 『第3期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画』に基づく実践
- 成年後見制度利用促進のための地域における権利擁護支援の体制構築
- 感染症予防対策の徹底と業務継続計画（BCP：Business Continuity Planning）策定のための体制整備

主たる実践内容

1 実践活動

地域福祉を推進する方策は以下のとおりです。

(1) 社会福祉協議会全体で取り組む活動

① オール社協で地域福祉を推進する体制づくり

職員一人ひとりがコミュニティソーシャルワークの視点を持ち、組織のどの部門に所属し、どのような事務を担っているとしても「地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会」の職員という共通認識を持ち、普段の業務そのものが地域福祉に連なっていることを自覚し、それぞれの立場で地域福祉の推進に貢献できるよう「オール社協」の体制づくりに努めます。

② 感染症予防対策と事業継続のあり方の検討

地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会は、福祉サービスを必要とする利用者をはじめその家族を含む地域住民の自立生活の継続のため、感染症予防対策、災害等の緊急時に対応できる体制の整備に努め、自らの事業活動を継続することが地域住民のセーフティネットのひとつとなることを自覚し、業務継続計画（BCP）の策定を視野に入れた検討を進めます。

(2) 法人経営部門（地域福祉課）

① 組織・財務基盤の強化

法人の意思決定を行う評議員会や事業執行に責任を負う理事会等について、各方面の幅広い意見を反映し、地域社会の総意をもって事業をすすめる構成とし、その活性化を図ります。また、健全な法人経営の必須条件である財務基盤の強化をめざし、恒常的な経費節減に加え、経営資源の選択と集中、介護保険事業等の効

率的な経営に努めます。あわせて、各種の助成金や共同募金配分金等の民間資金の活用も含め、創意工夫による自主財源の確保に努めます。

② 人事管理制度による職員の資質の向上およびキャリア開発

職員一人ひとりの資質向上の取り組みや業務への取り組みを評価し、適切な人事管理に努めるとともに、組織として計画的な人材育成とキャリアパス構築に取り組み、職員の資格取得等のキャリア開発の動機づけを高め、人事・労務管理の側面から組織全体の活性化を促進します。また、キャリアパス構築等の取り組みは介護保険事業の加算要件として考慮されるため、将来の介護保険事業所の体制強化をめざした検討を進めます。

③ 情報発信力の強化

社協だより『きずな』、ホームページ、フェイスブック等のソーシャルネットワークサービス（SNS）、新聞やテレビ等のマスメディアを積極的に活用した情報発信に努めていきます。特に、インターネット上の法人情報の入り口となるホームページのリニューアルに取り組み、よりわかりやすく親しみやすい情報提供に努め、本会に興味・関心を持ってもらえるような環境を整備します。

(3) 地域福祉活動推進・相談支援・権利擁護部門（地域福祉課）

① ふれあいあんしんセンター（権利擁護センター機能を含む）

福祉圏域（中学校区）に地域担当のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、多様な地域生活課題を抱える住民の自立生活を支援します。支援にあたっては、公私の様々な関係者との連携・協働を促進するとともに、事例から得ることのできる様々な経験・ノウハウを共有し、地域生活課題に対する関係者の対応力の開発・強化をも意識して取り組みます。

また、地域で唯一の法人後見実施主体として権利擁護センター機能をあわせ持ち、後掲の福祉生活サポートセンターおよび成年後見支援センターとの連携・協働をとって地域の権利擁護に係る支援体制づくりに取り組みます。

② 福祉生活サポートセンター（日常生活自立支援事業）

秋田県社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業（社会福祉法に規定する福祉サービス利用援助事業：第2種社会福祉事業）の事務を受託・実施するセンターです。具体的には、①福祉サービス利用援助、②日常的金銭管理、③書類等預かりサービスの事務を実施することになります。認知症や軽度認知障害を抱えながら暮らす地域住民の増加に伴い、利用者ニーズも次第に増加していくものと見込まれます。支援を必要とする住民に広く利用していただけるよう積極的な情報提供、広報・啓発に努めます。

③ 相談支援センター（指定居宅介護支援事業所）

介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所としての活動を中心としつつ、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会の事業所に求められる高齢者分野の総合的な相談支援活動を展開します。また、三種町自立支援型地域ケア会議にも積極的に参加し、自立支援に資するケアマネジメントに取り組むとともに、多職種協働による地域包括ケアシステムの構築にも貢献していきます。さらに、介護保険事業所としてより質の高いサービス提供体制をめざし、将来的に各種の加算を算定できるよう体制整備の検討を進めます。

④ 三種町成年後見支援センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、財産管理や日常生活に支障のある人たちを社会全体で支え合うことが地域共生社会の実現には欠かせません。一方で、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない現実があります。全国どの地域に居住していても必要な人が成年後見制度を利用できるように、各地域において多様な関係者からなる権利擁護を推進する地域連携ネットワークの構築がめざされており、当該センターはネットワークの中核としての役割を担っていきます。

- ⑤生活支援体制整備事業（介護保険制度の地域支援事業）
地域包括ケアシステムの構成要素である「生活支援・介護予防」の体制整備のため、町から当該事業を受託し第1層（町全域）に1名の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。地域の様々な活動主体からなる「協議体」の設置に向けて取り組むとともに、日常生活圏域である第2層（中学校区）や第3層（自治会や地域のサロン等）において、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが活発に展開されるよう必要な支援や環境整備に取り組んでいきます。

(4) 介護・生活支援サービス部門（福祉サービス課）

本会の提供する介護・生活支援等の福祉サービスは常に地域福祉に連なるものであり、サービス提供においては職員一人ひとりがコミュニティソーシャルワークの視点を持ち、多様な関係者と連携・協働し、利用者や家族の暮らしを最も身近で直接的に支えます。

①ホームヘルプサービス

高齢および障がいにより介護を必要とする利用者が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができるよう利用者の立場に立ったサービスを提供します。また、利用者がこれまでできていたことを維持・継続できるよう、自立に向けた個別支援計画を作成し、利用者ニーズの把握と関係者との連携および情報共有に努め、地域自立生活を継続できるよう支援します。感染症予防対策を徹底し、地域の利用者にとってセーフティネットとしての役割を果たしていきます。

②デイサービス（山本デイサービス・琴丘デイサービス）

利用者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立生活を営むことができるよう生活機能の維持・向上をめざし、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行い、社会的孤立の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減（レスパイトケア）を目的としてサービスを提供します。季節の行事の取り入れや、日常生活動作（ADL）維持運動、個別作業、レクリエーションなどのプログラムを提供し、心身ともに生活意欲の向上につながる支援を提供します。また、日常の感染症予防対策に細心の注意を払うとともに、可能な限り地域や小中学校のボランティア

アを受け入れ、地域住民との交流を図っていきます。

③訪問入浴介護サービス

訪問入浴介護サービスは、寝たきりの要介護高齢者や重度の身体障がい者、終末期を迎えている方などの「住み慣れた自宅で安心して過ごしたい」という切実な願いに寄り添うため、本人や家族の意向を尊重し、関係機関との連携を図り、きめ細かいサービス提供に努めます。

2 指定管理および町受託事業

地域福祉センターの指定管理者として適切かつ効率的な管理運営に努めます。また、受託事業については地域福祉を推進する重要な社会資源と位置づけ、中立・公正な運営に努め、サービスの利便性と効率性を図り、質の高いサービスを提供します。

指定管理事業および町受託事業は次のとおりです。

- ①地域福祉センター管理経営事業（町指定管理）
- ②外出支援サービス事業（要否意見書作成業務含む）
- ③配食サービス事業
- ④生きがい活動支援通所事業
- ⑤生活支援ホームヘルプサービス事業
- ⑥家族介護者交流事業
- ⑦身体障害者訪問入浴事業
- ⑧障害者移動支援事業
- ⑨要介護認定調査
- ⑩介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
- ⑪生活支援体制整備事業（再掲）
- ⑫成年後見支援センター運営事業（再掲）

3 その他の活動

- ①たすけあい資金貸付
- ②生活福祉資金貸付事務（県社協から一部事務受託）
- ③日常生活自立支援事業（県社協から一部事務受託）（再掲）
- ④生活困窮世帯に対する子どもの学習・生活支援事業（県から受託）
- ⑤共同募金事業への協力
- ⑥ボランティア育成・サロン活動支援、実習生・研修生の受け入れ
- ⑦地域包括支援センターへの主任介護支援専門員および社会福祉士の派遣
- ⑧その他、地域福祉を推進する上で必要な活動

令和3年度 一般会計資金収支予算

（単位：千円）

	収 入		支 出	
	勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
事業活動による収支	会費収入	3,225	人件費支出	198,000
	寄附金収入	2,474	事業費支出	32,750
	補助金・負担金収入	62,488	事務費支出	46,788
	共同募金配分金収入	1,006	貸付事業支出	560
	受託金収入	67,981	助成金支出	864
	貸付事業収入	511		
	事業収入	2,472		
	介護保険事業収入	133,129		
	障害福祉サービス等事業収入	10,670		
	雑収入	355		
	事業活動収入計（1）	284,311	事業活動支出計（2）	278,962
事業活動資金収支差額（3）＝（1）－（2）			5,349	
施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	1,440	固定資産取得支出	2,014
			ファイナンス・リース債務の返済支出	1,313
	施設整備等収入計（4）	1,440	施設整備等支出計（5）	3,327
	施設整備等資金収支差額（6）＝（4）－（5）			△ 1,887
その他の活動による収支	たすけあい貸付基金積立資産収入	560	たすけあい貸付基金積立資産支出	512
	サービス区分間繰入金収入	25,450	サービス区分間繰入金支出	25,450
	その他の活動による収入（退職手当積立基金預け金返還金収入）	1,206	その他の活動による支出（退職手当積立基金預け金支出等）	9,546
	その他の活動収入計（7）	27,216	その他の活動支出計（8）	35,508
	その他の活動資金収支差額（9）＝（7）－（8）			△ 8,292
	予備費支出（10）		0	
	当期資金収支差額合計（11）＝（3）＋（6）＋（9）－（10）		△ 4,830	
	前期末支払資金残高（12）		57,006	
	当期末支払資金残高（11）＋（12）		52,176	

社会福祉協議会会費

へのご協力を
お願いいたします

7月1日から
始まるよ!



各地域を担当されている方が訪問いたします。

社会福祉協議会は、地域の様々な生活課題を地域住民の皆さまや関係機関とともに考え、解決に導く活動を展開し、地域福祉の推進に努めます。

今地域ではどのような問題がおきているのだろうか?



公的な福祉サービスだけでは
対応できない問題

- ・介護サービスだけでは日常生活を支えきれないという問題
- ・病気やケガなどで一時的に要介護状態になってもサービスが使えず日常生活が困難となる問題

公的な福祉サービスによる
総合的な対応が不十分である
ことから生じる問題

- ・たとえば一つの世帯に要介護高齢者と障がいを抱えた家族がいる場合、それぞれの制度で定められた公的サービスは利用できても、それだけでは地域自立生活上の様々な課題に適應していくことが難しい問題

生活困窮（経済的困窮、社会的
排除や社会的孤立といった
社会関係の困窮、課題の複合性）
という新たな問題

このような生活課題の相談に応じ、支援していくのが社会福祉協議会の大きな特徴です。

皆さまから募った「会費」を自主財源とし、地域に働きかけ、差別や排除のない誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりをすすめていくことで、会員の皆さまに還元していきます。



福祉教育



救急医療情報キット配布事業

一般会費

700円

(各世帯にお願いしています。)

賛助会費

1,000円以上

(個人の方をお願いしています。)

特別会費

2,000円以上

(施設や法人、企業にお願いしています。)

※社会福祉協議会は、地域住民、福祉活動に関わる住民組織、社会福祉施設、保健・医療・教育などの関係機関によって構成される団体です。法的には地域福祉を推進することを目的とした団体として、社会福祉法第109条に規定されています。

お問い合わせ

三種町社会福祉協議会 TEL 72-4400

※社協会費は、活動に賛同してくださる方をお願いしております。

今年度より、事務手続き簡素化の観点から、領収書への押印は省略させていただきます。

家族介護者交流会

3月9日にお花のリースづくり体験を行いました。『小さな森のアトリエ ohana』の齊藤澄子さんを講師に迎え、プリザーブドフラワー※1・アーティフィシャルフラワー※2・ドライフラワーなどでリースを作りました。

参加者の皆さんは、お花の色や香りにふれ、心和らいだ様子でした。リースも素敵に仕上がりました。



※1 プリザーブドフラワー…生花のうちに色素を抜き特殊な染料を吸わせることで、色彩を長期間保つように加工された花のこと。

※2 アーティフィシャルフラワー…生花をリアルに再現し、生花にはない美しさを表現した高品質の造花のこと。

◆ 交流会のお知らせ ◆

次回

対 象：在宅介護をされているご家族
(先着20名ほど)

日 時：6月29日(火) 10:00~12:00

集合場所：三種町地域福祉センター会議室

内 容：認知症サポーター養成講座

申し込み：6月22日(火) まで

三種町社会福祉協議会 地域福祉課
TEL 83-4861

琴丘小学校福祉教育

テーマ ～思いやりの輪を広げよう～

2月3日に琴丘小学校の3年生20人を対象に、高齢者疑似体験を行いました。また、2月18日に4年生21人を対象に障がい者体験を行いました。

高齢者疑似体験では、ひじ・膝・足首などの関節にサポーターや重りを着けた状態で、子どもたちに実際に動いてもらいました。

障がい者体験で、子どもたちは車いすに乗ったり、アイマスクを着用して点字ブロックの上を歩いたり、介護士さんに訪問入浴をしてもらったりする体験をしました。

子どもたちからは、「この体験を通して、相手の立場になって考え思いやることを学んだ」などの感想が寄せられました。



3年生



4年生

訪問傾聴ボランティア 「^{みみ}33の会」

聴くことは
ケア
心の援助

話を聴くことは話し手の心を癒し、心の援助につながります。
話を聴いてもらうことによって、話し手は心が癒され孤独や不安から解放され、安心感を得て前向きになります。

コロナ禍以前において、^{みみ}33の会はご自宅や高齢者施設等に訪問して傾聴活動を行っていました。現在は「今できる事を実践していこう」というメンバーの方からの声があり、過去に訪問した方へ心をこめた手紙をお届けする活動をしています。

どういった反応になるかわかりませんが、まずは実践！！

かつて訪問した皆さまが少しでも前向きになっていただければと考えながら、日々取り組んでいます。

 +  +  = 聴
耳 と 目 と 心 で きく

町内サロン紹介

小新沢サロン「^こらさの会」

毎月第2・第4火曜日、上岩川地区にある小新沢公民館で活動する小新沢サロン、通称「^こらさの会」。今年度は小新沢地区に住む70代から80代の方7名ほどが参加しています。

サロンは午前中から始まり、血圧測定で健康チェックをしたり、体操や輪投げ、脳トレなどレクリエーションを楽しみます。午後は、お茶を飲んでゆっくり過ごしながら、畑の情報交換をしたり、お互いに近況を話し合ったりしています。また季節によって、鍋っこ会や森岳にある長信田の森心療クリニックの生徒さんとの交流会など、さまざまなイベントを開催しています。

会の代表は工藤英子さん。サロンの目標として、「みんなが気軽に参加でき、顔を見合わせて笑うのが大事。参加している方が笑顔で楽しく過ごせる場であって欲しい。今後は脳トレや介護予防にもっと力を入れていきたい。」と、意気込みを語ってくれました。

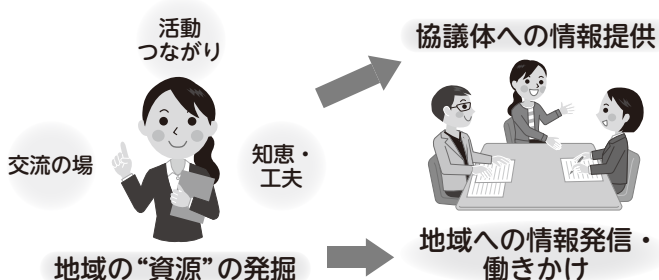


支え合いの地域づくり（三種町生活支援体制整備事業）

住み慣れた地域で生きがいを持って自立生活を継続するために、必要となる多様な生活支援・介護予防サービス提供体制の構築を目指し、生活支援コーディネーターの設置と協議体の設置・運営を行います。

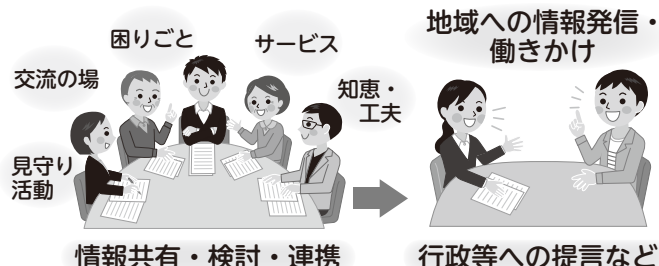
生活支援コーディネーター

住民同士の支え合いや人々のつながりなど、地域にある“お互い様”の活動を発掘し、広く情報を発信する役割を担います。また、協議体の推進役としても積極的に情報提供を行い、話し合いの活性化を図ります。



協議体

支え合いの地域づくりを目的とし、地域住民や関係機関との情報共有と連携の推進を図る場であると同時に、生活支援コーディネーターと共に地域の生活課題解決のために必要な支援策を考える場です。



「今は大丈夫だが、将来は住み慣れた場所で暮らしていけるか不安」など、生活上のちょっとした困りごとについて、ぜひ教えてください。住み慣れた地域で少しでも長く生活していくためにお手伝いします。



三種町社会福祉協議会 生活支援コーディネーター TEL 83-3900

車イス貸出サービス

三種町在住の方で一時的に車イスが必要な方に**無料**で貸し出しています。

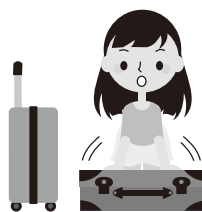
- 貸出期間・・・原則2週間まで
- 利用対象・・・(1) 利用する方が三種町に在住していること。
(2) 歩行困難であること ※年齢制限はありません。
- 利用例



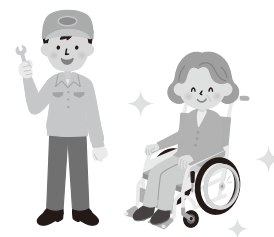
ケガ



入院



旅行



修理・買い替えなどにより一時的に必要

●手続きについて

- (1) 事前にお電話ください。
- (2) 車イスを受け取る際は、貸出時に「介護機器レンタル申請書」に記入の上、押印をお願いします。

注意

- ① 当会では、車イスの運搬はできませんので、ご了承ください。
- ② 車イスをお使いの際は、ケガをしないようにご利用ください。
- ③ 貸出用の車イスの台数には限りがございますので、ご希望に添えない場合があります。
- ④ 車イスは多くの方々にお使いいただくものです。汚れやさび・破損等にご注意の上、利用してください。

ご希望の方は三種町社会福祉協議会まで TEL 83-4861



善意 ありがとうございます

(敬称は略させていただきます)

香典返し (5/24までの届出)

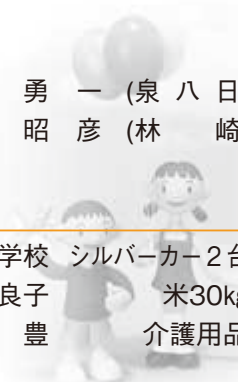
- ・高橋 善之助 (和田)
- ・佐々木 征満 (長面)
- ・近藤 久信 (小町)
- ・松田 盈 (八幡越)
- ・高橋 直樹 (芦崎)
- ・佐藤 光義 (大曲)
- ・佐々木 将 (鵜川)
- ・山崎 永久 (二ツ森)
- ・渡部 トミ (志戸橋)

- ・牧野 洋悦 (釜谷)
- ・川上 利昭 (鹿南二)
- ・小林 義孝 (館村)
- ・神馬 麻佐 (豊岡)
- ・加賀谷 久美子 (浜田)
- ・佐々木 良 (大曲)
- ・成田 通子 (大曲)
- ・加藤 豊 (鹿中)
- ・新堀 一利 (豊岡)

- ・安藤 勇一 (泉八日)
- ・大坂 昭彦 (林崎)

寄贈

- ・琴丘小学校 シルバーカー2台
- ・野村 良子 米30kg
- ・加藤 豊 介護用品



琴丘小学校様からの寄贈

3月10日に琴丘小学校様から、三種町社会福祉協議会へシルバーカー2台をいただきました。

琴丘小学校様では、子どもたちのボランティア活動に対する意識を高めるために、毎年全校でアルミ缶を地域から回収し、その収益金からシルバーカーを贈呈していただきました。



いただいたシルバーカーはひまわりセンターにて大切に使用させていただきます。

ありがとうございました。



弁護士による無料法律相談

原則、毎月の第3木曜日に三種町地域福祉センターにて、弁護士の無料法律相談を開催します。

金銭、土地、離婚、損害賠償等の法律一般について困りごとの相談ができます。

令和3年度日程表

- | | | |
|---------|----------|----------|
| ① 4月15日 | ⑤ 8月19日 | ⑨ 12月16日 |
| ② 5月20日 | ⑥ 9月16日 | ⑩ 1月20日 |
| ③ 6月17日 | ⑦ 10月21日 | ⑪ 2月17日 |
| ④ 7月15日 | ⑧ 11月18日 | ⑫ 3月17日 |

時間 14:00~16:00

場所 三種町地域福祉センター 図書室

定員 最大4名まで(要予約)。
1名あたり30分以内の相談となります。

お申し込み・お問合せ先

三種町社会福祉協議会 TEL: 83-4861

この事業は皆様からの共同募金の配分金の一部を活用し行われています。



●本誌「三種町社協だより」は皆様からの共同募金の配分金の一部を活用し発行しています。